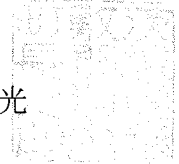


河内町訓令第34号

河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱を公布する。

令和2年8月21日

河内町長 雑賀正光



河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び地場産品の消費拡大を図るため、「河内町ブランド化」に繋がる新規事業を行う者に対し、予算の範囲内において河内町ブランド化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、河内町補助金等交付規則(平成14年規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 河内町ブランド化 当町の地域資源を活用し、かつ、当町のイメージを結び付けた商品及びサービス(以下「商品等」という。)の開発や高付加価値化と当該商品等を地域全体でPRすることによって、他地域の商品等にはない価値が生み出され、もって当町が広く認知されるようになること。

(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(3) 認定農業者団体 河内町の認定農業者が3名以上で組織する団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)

は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りではない。

(1) 中小企業者であって次のいずれかに該当する者

ア 法人にあつては、町内に登記されている本店又は支店を有する者

イ 個人にあつては、町内に住所を有する者

(2) 町内の廃校及び廃施設利活用事業者

(3) 認定農業者団体

(4) 町内に主たる事業所を有する事業協同組合

(5) 河内町商工会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助対象者にはなれない。

(1) 市町村税に未納がある者

(2) 河内町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当している者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新商品開発に関する次の事業

ア 町内の農林水産物等の地域資源を活用して新商品の開発を行う事業

イ 新しい技術や技法を活用して製品を開発する事業又は既存の技術及び技法を活用して従来にない製品を開発する事業

ウ 町内の農林水産物の付加価値向上を図ることを目的とした農林水産物の生産、加工、販売等を一体的に行う事業

(2) 高収益作物産地化事業（認定農業者団体が水田農業の高収益化を目的に高収益作物の導入及び定着を図る取組）

(3) 販路拡大に関する事業（販売を主目的としない町外の展示会、商談会及び見本市へ出展する事業）

(4) デザイン化事業（商品等のPR及び地域のPRを主としたホームページの開設、改良等を行う事業並びに既存商品のパッケージ等について、当町のマスコットキャラクター等をデザイン化する等の地

域のPRに繋がる事業)

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付を受けようとする事業について、他の制度による補助金等の交付を受けている場合又は受けようとしている場合にあつては、当該事業に係る経費は、この補助金の対象としない。

3 この補助金の交付の決定前に生じた経費は、この補助金の対象としない。

4 事業年度内に支払が完了していない経費は、この補助金の対象としない。

(補助金の交付回数)

第6条 この補助金の交付については、別表に定める事業区分ごとに受けることができる。ただし、補助金の交付は、1事業に対して1度限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、河内町ブランド化支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 第3条に規定する補助対象者2者以上で連携して事業を実施する場合は、当該補助対象者の代表者を定め、代表者が申請を行うものとする。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合)

(2) 開業届の写し又は業種及び経営状況がわかる書類(申請者が個人の場合)

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書(様式第2号)

(5) 直近の事業年度における収支決算書又は確定申告書の写し

(6) 市町村税の未納がないことを証する証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに

その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、河内町ブランド化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（審査会）

第9条 前条の規定による申請書の審査等を適正に行うため、河内町ブランド化支援事業費補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、副町長及び町職員のうちから町長が任命した者とする。

3 委員会の委員長は、副町長をもって充て、委員会において必要と認めるときは、有識者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員会は、審査の結果を取りまとめ、町長に報告するものとする、

5 委員会に関し必要な事項については、別に定める。

（変更又は中止の決定）

第10条 第8条に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止にしようとするときは、河内町ブランド化支援事業費補助金（変更・中止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更交付決定）

第11条 町長は、前条の規定による事業の変更又は中止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、河内町ブランド化支援事業費補助金（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日まで又は当該年度の末日のいずれか早い日まで、河内町ブランド化支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第7号）

（2）収支決算書（様式第2号）

（3）事業の成果物又は事業を実施したことを証する写真及び領収証の

写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、河内町ブランド化支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第14条 町長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から、5年以内に町外に第3条第1号アに定める本店又は支店を移転したとき。

(3) その他町長が補助金の交付の決定を取消しすべき事由があると認めるとき。

(証拠書類の保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(庶務)

第16条 この補助金の交付に関する庶務は、経済課で行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条及び第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
新商品開発に関する事業	新商品開発等事業に要する次に掲げる経費 開発費、委託料、備品購入費、機械装置等費、賃借料、旅費、専門家謝金、専門家旅費、広報費	補助対象経費の3分の2以内	300万円
高収益作物産地化事業	高収益作物産地化事業に要する次に掲げる経費 備品購入費(トラクター等の汎用性の高い機械は除く。農業機械等の購入については、機械等の新設又は増設に要する経費を補助対象経費とし、既存の機械等の性能が向上しない更新は、補助対象経費に含めない。)、種苗購入費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、委託料、使用料、賃借料(用地の賃借に要する経費は、補助対象経費に含めない。)	補助対象経費の3分の2以内	100万円
販路拡大に関する事業	販路拡大に関する事業に要する次に掲げる経費 出展料、イベント開催費、印刷製本費、展示装飾費、委託料、賃借料、旅費、通信運搬費、広報費、雑役務	補助対象経費の3分の2以内	100万円

デザイン 化事 業	<p>デザイン化事業に要する委託費、備品購入費、製版費のうち次に掲げる経費</p> <p>1 ホームページ新設・改良費（サーバー開通料・利用料、プロバイダ料、ドメイン取得料・更新料、保守管理費、パソコン・デジタルカメラ・スキャナー・印刷機等の機器購入費、デジタルカメラ写真等の画像加工ソフト等の購入費、ホームページ本体を作成する際に直接関係ない費用は、対象としない。）</p> <p>2 商品等のパッケージの制作、改良等に要する費用</p>	補助対象 経費の3 分の2以 内	100 万円
-----------------	--	---------------------------	-----------

備考 補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助額とする。

様式第1号（第7条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

河内町長 様

住所

申請者（代表者） 氏名

印

電話

河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、当該補助金の交付決定のために住民記録、市町村税の納付状況について調査することに同意します。

- 1 事業名 ・新商品開発に関する事業 ・高収益作物産地化事業  
・販路拡大に関する事業 ・デザイン化事業
- 2 交付申請額 円
- 3 事業概要
  - (1) 事業実施の動機・目的
  - (2) 事業スケジュール（視察先・参加イベント名等）
  - (3) 市場性・生産性・売上の見通し・事業の目標等
- 4 連携する町内事業者の有無 あり ・ なし
- 5 連携する場合、連携の内容
- 6 添付書類
  - (1) 法人の登記事項証明書の写し若しくは開業届の写し又は業種及び経営状況がわかる書類
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) 直近の事業年度における収支決算書又は確定申告書の写し
  - (5) 市町村税の未納がないことを証する証明書
  - (6) その他町長が必要と認める書類



様式第2号（第7条、第12条関係）

収 支（予 算 ・ 決 算） 書

1 収入

項 目		金 額	備 考
自主 財源	自己資金		
	借入金		
	協賛金等		
	その他 ( )		
町補助金			
合 計			

2 支出

	項 目	予算・決算額	町補助金内訳	備 考
補助 対象 経費 使途 内訳				
自己 資金 (補助 対象外 経費) 使途 内訳			/	
※任意				
	合 計			

備考

- 1 支出の備考欄には使用目的・明細等を記入し、見積書・カタログ・パンフレット等を添付すること。
- 2 予算、決算どちらかを消して使用し、決算書には、項目毎に分類した領収証の写しを添付すること。

様式第3号（第8条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

河内町長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 事業に変更が生じた場合又は事業を中止する場合は、河内町ブランド化支援事業費補助金（変更・中止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日まで又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、河内町ブランド化支援事業費補助金実績報告書に必要な書類等を添付して、町長に提出すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項を遵守すること。

様式第4号（第10条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金（変更・中止）申請書

年 月 日

河内町長 様

住所  
申請者（代表者） 氏名 印  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業の変更・中止について、承認を受けたいので、河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更・中止の内容
- 2 変更・中止の理由
- 3 関係する書類等

様式第5号（第11条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金（変更・中止）承認通知書

第 年 月 日 号

様

河内町長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止については、河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第6号（第12条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

河内町長 様

住所

申請者（代表者） 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 実績報告額 円（別表に掲げる補助率・限度額より算出）
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	フリガナ	
		口座名義人	
口座番号			

5 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の成果物又は事業を実施したことを証する写真及び領収証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

事業報告書

- 1 事業名 ・新商品開発に関する事業 ・高収益作物産地化事業  
・販路拡大に関する事業 ・デザイン化事業
- 2 事業実施の動機・目的
- 3 事業実施期間
- 4 具体的内容・結果
- 5 その他参考となる事項

様式第8号（第13条関係）

河内町ブランド化支援事業費補助金確定通知書

第 年 月 日  
第 号

様

河内町長

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、河内町ブランド化事業支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第9号（第14条関係）

補助金返還命令書

第 年 月 日  
号

様

河内町長

河内町ブランド化支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じる。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法